

鳴門市マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市のマスコットキャラクター(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、次に掲げるものをいう。

- (1) うずしおくん(別図第1)
- (2) うずひめちゃん(別図第2)

(使用目的)

第3条 キャラクターは、本市の魅力づくりやまちづくり、人づくりなど、本市の地域活性化やイメージアップに寄与することを目的に使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を認めないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 本市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (3) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用しておそれがあると認められる場合
- (6) そのほか、市長がキャラクターの使用について不適當であると認めた場合

(使用承認の申請等)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ鳴門市マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本市が使用する場合
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) そのほか、市長が適當と認めた場合

(使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、使用を承認する場合は、鳴門市マスコットキャラクター使用承認通知書(様式

- 第2号)をもって通知するものとする。
- 2 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。
 - 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、使用を承認しない場合は、鳴門市マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)をもって通知するものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。
 - (2) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
 - (4) 第2条第1号に掲げるものを使用する場合は、「鳴門市マスコットキャラクター「うずしおくん」」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
 - (5) 第2条第2号に掲げるものを使用する場合は、「鳴門市マスコットキャラクター「うずひめちゃん」」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
 - (6) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)は、完成後、速やかにその提出を行うこと。ただし、使用物件の完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
 - (7) キャラクターを使用するにあたって、意匠法(昭和34年法律第125号)及び商標法(昭和34年法律第27号)の規定に基づく新たな権利の設定をしないこと。
- 2 前項第4号又は第5号に規定する表記を付することが難しい場合は、「©鳴門市」の表記をもって代えることができる。

(使用承認の期間)

第8条 第5条の使用を承認する期間は、使用を承認した日から起算して1年以内とする。

- 2 使用承認の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとする場合は、新たに、第5条の使用の承認を受けなければならない。

(承認内容の変更の申請)

第9条 使用者は、承認された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ、鳴門市マスコットキャラクター使用承認変更申請書(様式第4号)を

市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請があった場合、その内容を審査し、変更を承認する場合は、鳴門市マスコットキャラクター使用承認変更通知書（様式第5号）をもって通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、変更を承認しない場合は、鳴門市マスコットキャラクター使用変更不承認通知書（様式第6号）をもって通知するものとする。

（販売実績報告）

第10条 使用者のうち、営利目的で有料販売する商品にキャラクターを使用した者は、使用承認期間終了後、速やかに鳴門市マスコットキャラクター販売実績報告書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（承認の取消し）

- 第11条** 市長は、キャラクターの使用がこの要綱又は承認の内容に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わないものとする。
- 2 前項の承認の取消しは、鳴門市マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第8号）をもって行うものとする。

（事故、苦情の処理）

- 第12条** キャラクターの使用に際し、使用物件に関する事故、苦情等が発生した場合における一切の責任は、使用者に帰するものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 2 前項の処理に関して、本市が費用を負担した場合は、その実費を使用者に請求できるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改

正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別図第1（第2条関係）

基本デザイン



帽子・服の青色の部分

C100 M25 Y0 K0
R6 G120 B179

帽子・マントの黄色の部分

C6 M3 Y89 K0
R240 G240 B31

別図第2（第2条関係）

基本デザイン



帽子・服の紫色の部分

C40 M100 Y40 K0

R166 G22 B95

帽子の縁と胸の渦と靴の黄色の部分

C5 M15 Y75 K0

R246 G216 B81

帽子の葉っぱの緑色の部分

C80 M20 Y80 K0

R13 G149 B90

ほっぺの桃色の部分

C20 M40 Y0 K0

R207 G167 B205